

<p>第 38 号</p> <p>横浜市報調達公告版</p>	<p>発行所</p> <p>横浜市中区港町 1 丁目 1 番地</p> <p>横浜市役所</p>
---------------------------------------	--

【調達公告】

- △特定調達契約に係る一般競争入札の施行（都市計画道路環状 2 号線（新横浜駅北口地区）
街路整備工事） 2
- △同（金沢水再生センター分離液処理施設反応タンク築造工事） 5
- △同（港北処理区新羽末広幹線（太尾・駒岡区間）第二工区下水道整備工事） 9
- △一般競争入札の施行（南部処理区大岡右岸幹線（第 1 工区）下水道整備工事 ほか 1 件） 14
- △同（野島橋架替工事（下部工）） 22
- △特定調達契約に係る一般競争入札の施行（ハンドリングソフトウェア 4,000 ライセンスの借入） 28
- △同（税証明発行ファクシミリ 18 台の借入） 29
- △特定調達契約に係る指名競争入札の施行（脱水設備用高分子凝集剤 約 67 トン
の購入） 31
- △同（高分子凝集剤 約 77 トンの購入） 33
- △特定調達契約に係る一般競争入札の施行（小型ごみ収集車（回転板式）（その 1） 6 台の借入
ほか 2 件） 35
- △同（小学校普通教室用コンピュータ A 一式の借入 ほか 3 件） 37
- △特定調達契約の落札者等の決定 39

- 【正誤】** 40

調 達 公 告

横浜市調達公告第 163 号

特定調達契約に係る一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。
平成17年 9 月 6 日

契約事務受任者
横浜市助役 本 多 常 高

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名
都市計画道路環状 2 号線（新横浜駅北口地区）街路整備工事
- (2) 工事場所
港北区新横浜二丁目、三丁目地内
- (3) 工事概要
ア 横断歩道橋製作・架設工（鋼材重量 1,032 トン、工場塗装工 13,912 平方メートル、屋根工 1,985 平方メートル、高欄工延長 1,189 メートル、橋面舗装工 4,564 平方メートル（ほか）一式
イ 鋼製橋脚工 27 基
ウ 橋脚基礎工 26 本
エ 階段工 11 基
オ 駅前広場舗装工一式
カ 交差点改良工一式
- (4) 工種
鋼構造
- (5) 完成期限
平成 20 年 8 月 29 日
- (6) 予定価格
2,663,110,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格
開札後に公表

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件をすべて満たした特定建設共同企業体又は単体企業で、かつ、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 特定建設共同企業体及びその構成員の資格条件
ア 特定建設共同企業体の資格条件
(ア) 構成員数は、2 者とする。
(イ) 各構成員は、本件工事に係る入札において、同時に 2 以上の特定建設共同企業体の構成員になることができない。
(ウ) 構成員の出資比率は、各構成員の出資比率が当該特定建設共同企業体の総出資額の 10 分の 3 以上であるとともに、代表者となる構成員の出資比率は、当該特定建設共同企業体の構成員中最大でなければならない。
イ 特定建設共同企業体の構成員の資格条件
(ア) 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。
(イ) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「鋼構造」に登録を認められている者であること。
(ウ) 平成 17 年 9 月 20 日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
(エ) 特定建設共同企業体の代表構成員は、(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、次の資格条件を満た

している者であること。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格確認申請の日前で有効かつ最新のものとする。平成 16 年 3 月 1 日施行前の同法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経審の結果通知書を含む。以下同じ。）における鋼構造物の総合評定値（経審の結果通知書にあっては総合評点。以下同じ。）が 1,050 点以上であること。
 - b 鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
 - c 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した工事で、工事 1 件あたりの鋼材重量が 600 トン以上の鋼製橋の製作・架設工事の元請としての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。）。
 - d 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した鋼製橋の製作・架設工事の元請としての施工経験を有し、かつ、鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。
- (f) 特定建設共同企業体の第 2 位構成員は、(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- a 経審の総合評定値通知書における鋼構造物の総合評定値が 950 点以上であること。
 - b 鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
 - c 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した工事で、工事 1 件あたりの鋼材重量が 600 トン以上の鋼製橋の製作・架設工事の元請としての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。）。
 - d 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した鋼製橋の製作・架設工事の元請としての施工経験を有し、かつ、鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。
- (g) (エ) d 及び (f) d に掲げる者は、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が 3 か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。
- ただし、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、入札日からおおむね 7 日以内に本件工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

(2) 単体企業の資格条件

- ア 前号イ(ア)から(エ)まで及び(カ)に掲げる資格条件をすべて満たしている者であること。
- イ 単体企業として本件工事の入札に参加しようとする者は、本件工事に係る特定建設共同企業体の構成員になることができない。

3 入札参加の手続

本件工事の入札に参加しようとする者（前項第 1 号イ(イ)に定める登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書による。

(2) 提出部課

〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市財政局契約部契約第一課工事第三係（関内中央ビル 2 階）
電話 045(671)2228

(3) 提出期限

平成 17 年 9 月 20 日午後 5 時

(4) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市財政局契約部契約第一課工事第一係（関内中央ビル 2 階）

電話 045(671)2246

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が、次のいずれかに該当するときは、本件工事に係る入札に参加することができない。

- (1) 第 2 項の資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所

本件工事に係る入札説明書等は、第 3 項第 2 号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで閲覧に供する。

6 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

横浜市のホームページからダウンロード可能。

また、平成 17 年 9 月 6 日から平成 17 年 9 月 22 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）の間に第 3 項第 2 号に掲げる部課において無償で交付する。

(2) 設計図書購入手続き

入札説明書に定める方法により購入すること。

7 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所等

平成 17 年 10 月 18 日午前 11 時 40 分（受付開始午前 11 時 35 分）

横浜市財政局契約部入札室

ただし、郵送による入札については、平成 17 年 10 月 17 日までに横浜市役所内郵便局に必着のこと。

(2) 入札参加者は、原則として、所定の入札書を用いて入札に参加すること。

(3) 入札にあたっては、工事費内訳書を持参すること。当該工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む。）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。また、入札時に提出を求められた場合は、当該工事費内訳書を入札担当者へ提出すること。なお、当該工事費内訳書は入札時以降も提出を求める場合があるので、入札後も落札決定までの期間は各自保管するものとする。

(4) 郵送により入札書の提出を行う場合は、前号に定める書類を入札書と併せて送付すること。

(5) 特定建設共同企業体で入札を行う場合は、入札書に共同企業体名、共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載して入札を行うこと。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 横浜市契約規則第 19 条の規定に該当する入札
- (2) 第 2 項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札又は前項第 3 号の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札
- (5) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
- (6) 指定された入札箱以外の入札箱に対して行った入札
- (7) 前項第 4 号及び第 5 号に定める方法によらない入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

9 落札者の決定

第 1 項第 6 号に定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が第 1 項第 7 号に定める調査基準価格を下回る場合に、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

- (2) 契約保証金
要求する。

11 契約金の支払方法

(1) 前払金

各年度出来高予定額の 10 分の 4 以内の額を支払う。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者を契約の相手方とする場合は、各年度出来高予定額の 10 分の 2 以内の額を支払う。

- (2) 契約金は、別に定める契約期間中の各会計年度の支払限度額等の範囲内で出来高に応じて支払う。
(3) 契約金の部分払いの回数は、3 回以内とする。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約書作成の要否
要する。

- (3) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無

- (4) 本件工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事に該当する。

- (5) 特定建設共同企業体の構成員のいずれかが、入札前に第 2 項第 1 号イ(ウ)に定める資格条件を満たさなくなり、入札参加資格を喪失した場合の取扱い
入札説明書による。

- (6) 必要と認めるときは入札を中止することがある。

- (7) 詳細は、入札説明書による。

13 議会の議決要件

この工事の契約締結については、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条の規定により市議会の議決に付さなければならない。

14 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Road maintenance construction at the city planning road the second loop line (Shin-Yokohama Station north exit area)

- (2) Date of tender: 11:40 a.m., 18 October, 2005

- (3) Contact point for the notice: First Contract Division, Finance Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017
TEL 045(671)2228

横浜市調達公告第 164 号

特定調達契約に係る一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

平成17年9月6日

契約事務受任者

横浜市助役 本 多 常 高

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

金沢水再生センター分離液処理施設反応タンク築造工事

(2) 工事場所

金沢区幸浦一丁目9番

(3) 工事概要

ア 本件工事概要

- (ア) 基礎工（杭径 800 ミリメートル既製鋼管杭 497 本）
- (イ) 仮設工（山留壁工（鋼矢板壁） 延長 250 メートル、面積 4,500 平方メートル）
- (ウ) 土工（掘削土量 87,000 立方メートル）
- (エ) 躯体築造工（反応タンク 幅 51 メートル、長さ 121 メートル、高さ 25 メートル（掘削深 12.3 メートル）、面積 6,200 平方メートル、コンクリート打設量 28,000 立方メートル）
- (オ) 土工（埋戻土量 17,000 立方メートル）

イ 全体予定工事概要

- (ア) 基礎工（杭径 800 ミリメートル既製鋼管杭 497 本）
- (イ) 仮設工（山留壁工（鋼矢板壁） 延長 250 メートル、面積 4,500 平方メートル）
- (ウ) 土工（掘削土量 87,000 立方メートル）
- (エ) 躯体築造工（反応タンク 幅 51 メートル、長さ 121 メートル、高さ 25 メートル（掘削深 12.3 メートル）、面積 6,200 平方メートル、コンクリート打設量 28,000 立方メートル）
- (オ) 土工（埋戻土量 17,000 立方メートル）
- (カ) 躯体築造工（水処理電気機械室（建築工事））

(4) 工種

土木

(5) 完成期限

平成 20 年 3 月 21 日

(6) 予定価格

3,102,240,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(7) 調査基準価格

開札後に公表

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件をすべて満たした特定建設共同企業体又は単体企業で、かつ、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 特定建設共同企業体及びその構成員の資格条件

ア 特定建設共同企業体の資格条件

- (ア) 構成員数は、3 者とする。
- (イ) 各構成員は、本件工事に係る入札において、同時に 2 以上の特定建設共同企業体の構成員になることができない。
- (ウ) 構成員の出資比率は、各構成員の出資比率が当該特定建設共同企業体の総出資額の 10 分の 2 以上であるとともに、代表者となる構成員の出資比率は、当該特定建設共同企業体の構成員中最大でなければならない。

イ 特定建設共同企業体の構成員の資格条件

- (ア) 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (イ) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「土木」に登録を認められている者であること。
- (ウ) 平成 17 年 9 月 20 日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (エ) 特定建設共同企業体の代表構成員は、(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
 - a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格確認申請の日前で有効かつ最新のものとする。平成 16 年 3 月 1 日施行前の同法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経審の結果通知書を含む。以下同じ。）における土木一式の総合評定値（経審の結果通知書にあっては総合評点。以下同じ。）が 1,250 点以上であること。
 - b 土木工事業及び建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
 - c 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した工事で、下水処理場における施工面積 3,500 平方メートル以上かつ掘削深 7 メートル以上の水処理施設（ポンプ施設、雨水貯留施設及び雨水滞水池を除く。以下同じ。）築造工事の元請としての施工

実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。）。

- d 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した工事で、下水処理場における水処理施設築造工事の元請としての施工経験を有し、かつ、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。ただし、二期目の建築工事については、下水処理場における水処理施設築造工事の元請としての施工経験を有し、かつ、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。
- (f) 特定建設共同企業体の第 2 位構成員は、(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- a 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が 1,150 点以上であること。
- b 土木工事業及び建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- c 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した工事で、下水処理場における水処理施設築造工事の元請としての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。）。
- d 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した工事で、下水処理場における水処理施設築造工事の元請としての施工経験を有し、かつ、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。ただし、二期目の建築工事については、下水処理場における水処理施設築造工事の元請としての施工経験を有し、かつ、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。
- (g) 特定建設共同企業体の第 3 位構成員は、(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- a 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が 950 点以上であること。
- b 土木工事業及び建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- c 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した地下構造物築造工事の元請としての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。）。
- d 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した地下構造物築造工事の元請としての施工経験を有し、かつ、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。ただし、二期目の建築工事については、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。
- (キ) (エ) d、(オ) d 及び(カ) d に掲げる者は、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が 3 か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。
- ただし、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、入札日からおおむね 7 日以内に本件工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

(2) 単体企業の資格条件

- ア 前号イ(ア) から(エ) まで及び(キ) に掲げる資格条件をすべて満たしている者であること。
- イ 単体企業として本件工事の入札に参加しようとする者は、本件工事に係る特定建設共同企業体の構成員になることができない。

3 入札参加の手続

本件工事の入札に参加しようとする者（前項第 1 号イ(イ) に定める登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書による。

- (2) 提出部課
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市財政局契約部契約第一課工事第二係（関内中央ビル2階）
電話 045(671)2244
- (3) 提出期限
平成17年9月20日午後5時
- (4) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市財政局契約部契約第一課工事第一係（関内中央ビル2階）
電話 045(671)2246
- 4 入札参加資格の喪失
入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が、次のいずれかに該当するときは、本件工事に係る入札に参加することができない。
 - (1) 第2項の資格条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 5 入札に必要な書類を示す場所
本件工事に係る入札説明書等は、第3項第2号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで閲覧に供する。
- 6 入札説明書の交付等
 - (1) 入札説明書の交付期間及び交付方法
横浜市のホームページからダウンロード可能。
また、平成17年9月6日から平成17年9月22日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）の間に第3項第2号に掲げる部課において無償で交付する。
 - (2) 設計図書購入手続き
入札説明書に定める方法により購入すること。
- 7 入札及び開札
 - (1) 入札及び開札の日時及び場所等
平成17年10月18日午前11時20分（受付開始午前11時15分）
横浜市財政局契約部入札室
ただし、郵送による入札については、平成17年10月17日までに横浜市役所内郵便局に必着のこと。
 - (2) 入札参加者は、原則として、所定の入札書を用いて入札に参加すること。
 - (3) 入札にあたっては、工事費内訳書を持参すること。当該工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む。）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。また、入札時に提出を求められた場合は、当該工事費内訳書を入札担当者へ提出すること。なお、当該工事費内訳書は入札時以降も提出を求める場合があるので、入札後も落札決定までの期間は各自保管するものとする。
 - (4) 郵送により入札書の提出を行う場合は、前号に定める書類を入札書と併せて送付すること。
 - (5) 特定建設共同企業体で入札を行う場合は、入札書に共同企業体名、共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載して入札を行うこと。
- 8 入札の無効
次の入札は、無効とする。
 - (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
 - (2) 第2項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
 - (3) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
 - (4) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札又は前項第3号の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札
 - (5) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
 - (6) 指定された入札箱以外の入札箱に対して行った入札
 - (7) 前項第4号及び第5号に定める方法によらない入札
 - (8) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

9 落札者の決定

第 1 項第 6 号に定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が第 1 項第 7 号に定める調査基準価格を下回る場合に、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
要求する。

11 契約金の支払方法

- (1) 前払金
各年度出来高予定額の 10 分の 4 以内の額を支払う。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者を契約の相手方とする場合は、各年度出来高予定額の 10 分の 2 以内の額を支払う。
- (2) 契約金は、別に定める契約期間中の各会計年度の支払限度額等の範囲内で出来高に応じて支払う。
- (3) 契約金の部分払いの回数は、8 回以内とする。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要する。
- (3) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
有
- (4) 本件工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事に該当する。
- (5) 特定建設共同企業体の構成員のいずれかが、入札前に第 2 項第 1 号イ(ウ)に定める資格条件を満たさなくなり、入札参加資格を喪失した場合の取扱い
入札説明書による。
- (6) 必要と認めるときは入札を中止することがある。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Construction Works of the Centrate Treatment Facility(Reaction Tank) in Kanazawa Water Treatment Center
- (2) Date of tender: 11:20 a.m., 18 October, 2005
- (3) Contact point for the notice: First Contract Division, Finance Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017
TEL 045(671)2244

横浜市調達公告第 165 号

特定調達契約に係る一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。
平成17年9月6日

契約事務受任者
横浜市助役 本 多 常 高

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名
港北処理区新羽末広幹線（太尾・駒岡区間）第二工区下水道整備工事
 - (2) 工事場所
港北区菊名七丁目 8 番 28 号から大豆戸町 82 番地先まで
 - (3) 工事概要
 - ア 本件工事概要
 - (ア) 泥水式シールド工（仕上がり内径 5,250 ミリメートル、延長 500 メートル）
 - (イ) 発進立坑築造工 1 か所
 - イ 全体予定工事概要
 - (ア) 泥水式シールド工（仕上がり内径 5,250 ミリメートル、延長 3,300 メートル、最小曲線半径 40 メートル）
 - (イ) 発進立坑築造工 1 か所
 - (ウ) 到達部接続工
 - (エ) インバート工（延長 3,300 メートル）
 - (オ) 特殊人孔築造工 1 か所
 - (4) 工種
土木
 - (5) 完成期限
平成 20 年 3 月 14 日
 - (6) 予定価格
2,330,220,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
 - (7) 調査基準価格
開札後に公表
- 2 入札参加資格
- 入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件をすべて満たした特定建設共同企業体で、かつ、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (1) 特定建設共同企業体の資格条件
 - ア 構成員数は、3 者とする。
 - イ 各構成員は、本件工事に係る入札において、同時に 2 以上の特定建設共同企業体の構成員になることができない。
 - ウ 構成員の出資比率は、各構成員の出資比率が当該特定建設共同企業体の総出資額の 10 分の 2 以上であるとともに、代表者となる構成員の出資比率は、当該特定建設共同企業体の構成員中最大でなければならない。
 - (2) 特定建設共同企業体の構成員の資格条件
 - ア 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。
 - イ 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「土木」に登録を認められている者であること。
 - ウ 平成 17 年 9 月 20 日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
 - エ 特定建設共同企業体の代表構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
 - (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格確認申請の日前で有効かつ最新のものとする。
平成 16 年 3 月 1 日施行前の同法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経審の結果通知書を含む。以下同じ。）における土木一式の総合評定値（経審の結果通知書にあつては総合評点。以下同じ。）が 1,250 点以上であること。
 - (イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
 - (ウ) 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した工事で、仕上がり内径 4,200 ミリメートル以上の密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること

(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。)

(エ) 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した最小曲線半径が 60 メートル以下の施工箇所を含む密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有し、かつ、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。

オ 特定建設共同企業体の第 2 位構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。

(ア) 経審の総合評価値通知書における土木一式の総合評価値が 1,150 点以上であること。

(イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

(ウ) 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した工事で、仕上がり内径 4,200 ミリメートル以上の密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。)

(エ) 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有し、かつ、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。

カ 特定建設共同企業体の第 3 位構成員は、アからウまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。

(ア) 経審の総合評価値通知書における土木一式の総合評価値が 950 点以上であること。

(イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

(ウ) 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。)

(エ) 平成 7 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有し、かつ、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。

キ エ(エ)、オ(エ)及びカ(エ)に掲げる者は、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が 3 か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。

ただし、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、入札日からおおむね 7 日以内に本件工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

3 入札参加の手続

本件工事の入札に参加しようとする者（前項第 2 号イに定める登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書による。

(2) 提出部課

〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市財政局契約部契約第一課工事第二係（関内中央ビル 2 階）

電話 045(671)2244

(3) 提出期限

平成 17 年 9 月 20 日午後 5 時

(4) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市財政局契約部契約第一課工事第一係（関内中央ビル 2 階）

電話 045(671)2246

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が、次のいずれかに該当するときは、本件工事に係る入札に参加することができない。

- (1) 第 2 項の資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所

本件工事に係る入札説明書等は、第 3 項第 2 号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで閲覧に供する。

6 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

横浜市のホームページからダウンロード可能。

また、平成 17 年 9 月 6 日から平成 17 年 9 月 22 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）の間に第 3 項第 2 号に掲げる部課において無償で交付する。

(2) 設計図書購入手続き

入札説明書に定める方法により購入すること。

7 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所等

平成 17 年 10 月 18 日午前 11 時 00 分（受付開始午前 10 時 55 分）

横浜市財政局契約部入札室

ただし、郵送による入札については、平成 17 年 10 月 17 日までに横浜市役所内郵便局に必着のこと。

(2) 入札参加者は、原則として、所定の入札書を用いて入札に参加すること。

(3) 入札にあたっては、工事費内訳書を持参すること。当該工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む。）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。また、入札時に提出を求められた場合は、当該工事費内訳書を入札担当者へ提出すること。なお、当該工事費内訳書は入札時以降も提出を求める場合があるので、入札後も落札決定までの期間は各自保管するものとする。

(4) 郵送により入札書の提出を行う場合は、前号に定める書類を入札書と併せて送付すること。

(5) 入札書には共同企業体名、共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載して入札を行うこと。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市契約規則第 19 条の規定に該当する入札

(2) 第 2 項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

(3) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

(4) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札又は前項第 3 号の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札

(5) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札

(6) 指定された入札箱以外の入札箱に対して行った入札

(7) 前項第 4 号及び第 5 号に定める方法によらない入札

(8) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

9 落札者の決定

第 1 項第 6 号に定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が第 1 項第 7 号に定める調査基準価格を下回る場合に、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

要求する。

11 契約金の支払方法

(1) 前払金

各年度出来高予定額の 10 分の 4 以内の額を支払う。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者を契約の相手方とする場合は、各年度出来高予定額の 10 分の 2 以内の額を支払う。

(2) 契約金は、別に定める契約期間中の各会計年度の支払限度額等の範囲内で出来高に応じて支払う。

(3) 契約金の部分払いの回数は、8 回以内とする。

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有

(4) 本件工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事に該当する。

(5) 特定建設共同企業体の構成員のいずれかが、入札前に第 2 項第 2 号ウに定める資格条件を満たさなくなり、入札参加資格を喪失した場合の取扱い

入札説明書による。

(6) 必要と認めるときは入札を中止することがある。

(7) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction Works of the Kohoku District Nippa-Suehiro Pipeline 2 zone at Futoo-Komaoka Area

(2) Date of tender: 11:00 a.m., 18 October, 2005

(3) Contact point for the notice: First Contract Division, Finance Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017

TEL 045(671)2244

横浜市調達公告第 166 号

一般競争入札の施行

次のとおり、「南部処理区大岡右岸幹線（第 1 工区）下水道整備工事」ほか 1 件の工事について、一般競争入札を行う。

平成17年 9 月 6 日

契約事務受任者

横浜市助役 本 多 常 高

1 入札参加資格

入札参加者は、入札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年 3 月横浜市規則第59号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定に基づき横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 3 条第 1 項により定める資格を有する者であること。
- (2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登載されている者であること。
- (3) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。
- (5) 入札に参加しようとする工事の設計図書を 2 (2) に定める手続により購入した者であること。
- (6) その他、詳細については横浜市契約規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによる。

2 入札参加手続等

- (1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。
- (2) 設計図書の購入
 - ア 設計図書は、イの期間に工事ごとに定める工事担当課において閲覧に供する。
 - イ 設計図書購入の申込期間
この公告の日から平成 17 年 9 月 9 日 午後 5 時まで
 - ウ 設計図書の購入先
工事ごとに定める。
 - エ 設計図書購入の申込み手続
横浜市財政局契約部掲示板又は横浜市のホームページを参照すること。
- (3) 1 に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

3 入札方法等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所については、工事ごとに定める。
- (2) 入札参加者は、定められた日時及び場所において入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。
- (3) 入札書は、設計図書の販売とあわせて交付する所定の用紙を用いること。
- (4) 入札にあたっては、工事費内訳書を持参すること。当該工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。また、入札時に提出を求められた場合は、当該工事費内訳書を入札担当者へ提出すること。なお、当該工事費内訳書は入札時以降も提出を求める場合があるので、入札後も落札決定までの期間は各自保管するものとする。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせるものとする。

- (7) 入札の回数は 1 回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。
- (8) 合併入札の場合には、入札書にすべての工事件名を記載し、金額はすべての工事の合計金額を記載すること。
- (9) 特定建設共同企業体が入札を行う場合は、入札書に共同企業体名、共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載して入札を行い、共同企業体協定書兼委任状をあわせて提出すること。

4 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- (2) 1 に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札、又は 3 (4) の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札
- (4) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状を提出しない者が行った入札
- (5) 建設共同企業体の構成員となっている者が、同一の入札において単体又は他の建設共同企業体の構成員として入札を行った場合、その者及びその者を構成員とする建設共同企業体が行った入札
- (6) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
- (7) 指定された入札箱以外の入札箱に対して行った入札
- (8) 3 (8) 及び(9) に定める方法によらない入札

5 入札参加資格の確認及び落札の決定

- (1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該価格を発表し、落札の決定は保留する。
- (2) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。
- (3) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、その旨通知する。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に代えるものとする。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(2) の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (4) (2) の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類等を、入札日（(3) イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）から翌開庁日の午後 5 時までの間に提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(3) イの手続により落札者を決定する。
- (5) (3) イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (6) 落札候補者の入札価格が工事ごとに定める調査基準価格未満である場合は、(2) の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に定める調査を行う。
- (7) (6) の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
- (8) (6) の調査にあたっては、当該落札候補者は、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に定める書類を各 3 部、別に指定した日時までに提出し、また、調査のために必要な指示に従わなければならない。上記期限内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、(7) に該当するものとし当該落札候補者を落札者とししないものとする。

- (9) (8) に定める書類は、3 (4) に定める工事費内訳書に記載した各項目の内容に対応したものを提出すること。対応した工事費内訳書の提出がない場合には、(7) に該当するものとし当該落札候補者を落札者とししないものとする。
- (10) (2) の入札参加資格の確認の結果、落札となるべき同価の入札をした者（(6) の調査を行った後、落札者とししない者があった場合はその者を除く。）が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない本市職員をしてくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (11) 入札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第 2 条第 1 項、第 3 条又は第 4 条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金はこれを免除する。
- (2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。
- (3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条及び第 28 条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払いの有無及び方法並びに部分払いの回数は、工事ごとに定める。なお、前金払いは部分払いの回数に含まない。
- (2) 工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の4以内の額を支払う。また、「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
- (3) 前号の規定にかかわらず、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者を契約の相手方とする場合は、工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の2以内の額を支払う。また、「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の2以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
- (4) 継続費又は債務負担行為に係る契約である場合には、工事ごとに明示する。この場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

8 その他

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。
- (2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。
- (3) 当該工事の契約締結について、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により市議会の議決に付さなければならない場合には、工事ごとに明示する。
- (4) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (5) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、1 に定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。
- (6) 必要と認めるときは入札を中止することがある。
- (7) 開札後、落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除いて、落札者となることを辞退することはできないものとする。
- (8) 5 (2) の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第 1 項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合

は、当該工事の契約は締結しないものとする。

なお、入札日において、平成 17・18 年度の横浜市入札参加資格審査申請における当該工事と同工種の元請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に100分の105を乗じた額）の6割に満たず、かつ、当該工事と同工種の下請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に100分の105を乗じた額）の8割に満たない者は、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第 1 項第 9 号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。

- (9) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行って落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、又は、5 (4) 又は 5 (8) に定める書類を提出しない場合は、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第 2 条の規定により、参加停止の措置を行う。
- (10) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約金額にかかわらず施工体制台帳の提出を義務付けるものとする。
- (11) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、公共工事の前払金に関する規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによるものとする。

契約番号	0521011115				
入札方法	入札書の持参による				
工事件名	南部処理区大岡右岸幹線（第 1 工区）下水道整備工事				
施工場所	南区大岡一丁目 1 4 番地から睦町 2 丁目 1 8 3 番地まで				
工事概要	仕上り内径 2, 200mm 泥土圧式シールド工（一次覆工、施工延長 1, 734.4m）、立坑築造工 1 か所、防音ハウス設置工一式、地盤改良工一式				
工期	契約締結の日から平成 19 年 10 月 31 日まで				
予定価格	1, 458, 890, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）				
調査基準価格	開札後に公表				
最低制限価格	設定なし				
入札参加資格	登録工種	土木			
	格付等級	【土木：A】			
	登録細目	【土木：一般土木工事】			
	所在地区分	市内又は準市内			
	技術者	土木工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は入札日において、（1）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（2）当該雇用期間が 3 か月間経過しており、（3）他の工事に従事していない者でなければならない。			
その他	※次頁のとおり				
提出書類	（1）設計図書代金領収書（写） （2）配置技術者（変更）届出書（第 6 号様式）（工事経験欄にシールド工法の種類、仕上り内径及び施工延長を記入し、代表構成員及び単体企業は最小曲線半径を併せて記入すること。） （3）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。） （4）施工実績調書（工事内容欄にシールド工法の種類、仕上り内径及び施工延長を記入し、併せてその実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。ただし、技術適性リストの〔土木〕シールド工事 a 区分に記載されている者は提出不要） （5）総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書（入札日において有効かつ最新のもの）の写し （6）共同企業体協定書兼委任状				
設計図書の購入先・申込期限	株式会社創、株式会社福寿企画 平成 17 年 9 月 9 日 午後 5 時 00 分 詳細については、横浜市財政局契約部掲示板又は横浜市のホームページを参照すること。				
入札及び開札日時	平成 17 年 10 月 5 日（水）午後 3 時 50 分				
入札及び開札場所	中区真砂町 2 丁目 2 2 番地 関内中央ビル 10 階大会議室				
支払い条件	前金払	する（各年）	部分払	8 回以内	契約保証 要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事					該当する
注意事項	※次頁のとおり 本件工事の公告は 2 頁ありますので、ご注意ください。（この頁は 1 頁目です。）				
工事担当課	環境創造局管路再整備課		電話 045-671-2861		
契約担当課	財政局契約第一課		電話 045-671-2244、2246		

<p>契約番号</p>	<p>0 5 2 1 0 1 1 1 5</p>
<p>工事件名</p>	<p>南部処理区大岡右岸幹線（第 1 工区）下水道整備工事</p>
<p>入 札 に 係 る 必 要 事 項</p>	<p>【入札参加資格 その他】 本件工事の入札は混合入札により執行する。 共同企業体については、下記の要件を全て満たす技術力結集型共同企業体であること。 (1) 各企業の技術力の結集を目的とする共同施工方式による特定建設共同企業体であること（名称は「〇〇建設共同企業体」とする。）。 (2) 構成員の数は 2 者であること。 (3) 構成員の出資比率については、各構成員の出資比率が、その共同企業体の総出資額の 10 分の 3 以上であるとともに、代表者となる構成員の出資比率は、当該共同企業体構成員中最大であること。 (4) 構成員の平成 17・18 年度工事請負等入札参加資格審査申請における登録工種の土木に係る工事最高請負実績の元請金額の合計が、1, 320, 000, 000 円以上であること。 (5) 各構成員は、前頁の入札参加資格を満たす者であること。 (6) 構成員の組み合わせは、次のア代表構成員の資格要件を全て満たす者とイ第 2 位構成員の資格要件を全て満たす者による組み合わせであること。 ※ 施工実績及び技術者の施工経験はいずれも平成 7 年 4 月 1 日以降に完成したもの（当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が 10 分の 2 以上のもの）に限る。 ア 代表構成員の資格要件 (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の入札日において有効かつ最新のもの。平成 16 年 3 月 1 日施行前の同法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経審の結果通知書を含む。以下同じ。）における土木一式の総合評定値（経審の結果通知書にあつては総合評点。以下同じ。）が 1, 200 点以上であること。 (イ) 仕上り内径 1, 800mm 以上の密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること。 (ウ) 前頁の技術者は、最小曲線半径 60m 以下の施工箇所を含む密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有すること。 イ 第 2 位構成員の資格要件 (ア) 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が 950 点以上であること。 (イ) 仕上り内径 1, 800mm 以上の密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること。 (ウ) 前頁の技術者は、密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有すること。</p> <p>単体企業については、前頁の入札参加資格の他、下記の要件を全て満たす者であること。 ※ 施工実績及び技術者の施工経験は平成 7 年 4 月 1 日以降に完成したもの（当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が 10 分の 2 以上のもの）に限る。 (1) 平成 17・18 年度工事請負等入札参加資格審査申請における登録工種の土木に係る工事最高請負実績の元請金額が、1, 320, 000, 000 円以上であること。 (2) 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が 1, 200 点以上であること。 (3) 仕上り内径 1, 800mm 以上の密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること。 (4) 前頁の技術者は、最小曲線半径 60m 以下の施工箇所を含む密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有すること。</p> <p>【注意事項】 (1) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある。 (全体工事概要) 仕上り内径 2, 200mm 泥土圧式シールド工（一次、二次覆工）施工延長 1, 734.4m、立坑築造工 1 か所、防音ハウス設置工一式、地盤改良工一式、流入管接続工一式、特殊人孔築造工 1 か所、作業基地復旧工一式 (2) 提出書類のうち、(6) 共同企業体協定書兼委任状（特定建設共同企業体による入札の場合）は、入札書とあわせて提出すること。 (3) 入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を持参し、提出を求められた場合は提出すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 (4) 本件工事は債務負担行為に係る契約である。</p> <p>本件工事の公告は 2 頁ありますので、ご注意ください。（この頁は 2 頁目です。） この頁に記載されていない事項については、1 頁目をご確認ください。</p>

契約番号	0521011116					
入札方法	入札書の持参による					
工事件名	南部処理区黄金第二幹線下水道整備工事					
施工場所	南区白金町2丁目32番地先から清水ヶ丘180番地先まで					
工事概要	仕上り内径2,200mm泥土圧式シールド工(施工延長1,193.7m)、発進立坑築造工1か所、到達立坑築造工1か所、地盤改良工一式、作業基地設置工一式					
工期	契約締結の日から平成19年9月28日まで					
予定価格	1,376,780,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)					
調査基準価格	開札後に公表					
最低制限価格	設定なし					
入札参加資格	登録工種	土木				
	格付等級	【土木:A】				
	登録細目	【土木:一般土木工事】				
	所在地区分	市内又は準市内				
	技術者	土木工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は入札日において、(1)直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、(2)当該雇用期間が3か月間経過しており、(3)他の工事に従事していない者でなければならない。				
その他	※次頁のとおり					
提出書類	(1)設計図書代金領収書(写) (2)配置技術者(変更)届出書(第6号様式)(工事経験欄にシールド工法の種類、仕上り内径及び施工延長を記入し、代表構成員及び単体企業は最小曲線半径を併せて記入すること。) (3)監理技術者講習修了証の写し(ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要) (4)施工実績調書(工事内容欄にシールド工法の種類、仕上り内径及び施工延長を記入し、併せてその実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。ただし、技術適性リストの〔土木〕シールド工事a区分に登載されている者は提出不要) (5)総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書(入札日において有効かつ最新のもの)の写し (6)共同企業体協定書兼委任状					
設計図書の購入先・申込期限	株式会社アイ・テック、株式会社福寿企画 平成17年9月9日 午後5時00分 詳細については、横浜市財政局契約部掲示板又は横浜市のホームページを参照すること。					
入札及び開札日時	平成17年10月5日(水) 午後3時50分					
入札及び開札場所	中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル10階大会議室					
支払い条件	前金払	する(各年)	部分払	8回以内	契約保証	要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事						該当する
注意事項	※次頁のとおり 本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。(この頁は1頁目です。)					
工事担当課	環境創造局管路再整備課			電話 045-671-3571		
契約担当課	財政局契約第一課			電話 045-671-2244、2246		

契約番号	0521011116
工事件名	南部処理区黄金第二幹線下水道整備工事
入札に係る必要事項	<p>【入札参加資格 その他】 本件工事の入札は混合入札により執行する。 共同企業体については、下記の要件を全て満たす技術力結集型共同企業体であること。 (1) 各企業の技術力の結集を目的とする共同施工方式による特定建設共同企業体であること(名称は「〇〇建設共同企業体」とする。) (2) 構成員の数は2者であること。 (3) 構成員の出資比率については、各構成員の出資比率が、その共同企業体の総出資額の10分の3以上であるとともに、代表者となる構成員の出資比率は、当該共同企業体構成員中最大であること。 (4) 構成員の平成17・18年度工事請負等入札参加資格審査申請における登録工種の土木に係る工事最高請負実績の元請金額の合計が、1,200,000,000円以上であること。 (5) 各構成員は、前頁の入札参加資格を満たす者であること。 (6) 構成員の組み合わせは、次のア代表構成員の資格要件を全て満たす者とイ第2位構成員の資格要件を全て満たす者による組み合わせであること。 ※ 施工実績及び技術者の施工経験はいずれも平成7年4月1日以降に完成したもの(当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が10分の2以上のもの)に限る。 ア 代表構成員の資格要件 (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の2第3第1項に定める経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値通知書(本件工事の入札日において有効かつ最新のもの。平成16年3月1日施行前の同法第27条の2第3第1項の規定による経審の結果通知書を含む。以下同じ。)における土木一式の総合評定値(経審の結果通知書にあっては総合評点。以下同じ。)が1,200点以上であること。 (イ) 仕上り内径1,800mm以上の密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること。 (ウ) 前頁の技術者は、最小曲線半径60m以下の施工箇所を含む密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有すること。 イ 第2位構成員の資格要件 (ア) 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が950点以上であること。 (イ) 仕上り内径1,800mm以上の密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること。 (ウ) 前頁の技術者は、密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有すること。</p> <p>単体企業については、前頁の入札参加資格の他、下記の要件を全て満たす者であること。 ※ 施工実績及び技術者の施工経験は平成7年4月1日以降に完成したもの(当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が10分の2以上のもの)に限る。 (1) 平成17・18年度工事請負等入札参加資格審査申請における登録工種の土木に係る工事最高請負実績の元請金額が、1,200,000,000円以上であること。 (2) 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。 (3) 仕上り内径1,800mm以上の密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること。 (4) 前頁の技術者は、最小曲線半径60m以下の施工箇所を含む密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有すること。</p> <p>【注意事項】 (1) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある。 (全体工事概要) 仕上り内径2,200mm泥土圧式シールド工 施工延長1,193.7m、作業基地設置工一式、発進立坑築造工1か所、地盤改良工一式、到達立坑築造工1か所、仕上り内径2,200mm泥土圧式シールド工(二次覆工)施工延長300.4m、管径1,000mm泥水式推進工 施工延長370m、管径1,800mm刃口式推進工 施工延長12m、吐口工一式、特殊人孔築造工4か所、作業基地撤去工一式 (2) 提出書類のうち、(6)共同企業体協定書兼委任状(特定建設共同企業体による入札の場合)は、入札書とあわせて提出すること。 (3) 入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を持参し、提出を求められた場合は提出すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 (4) 本件工事は債務負担行為に係る契約である。</p> <p>本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。(この頁は2頁目です) この頁に記載されていない事項については、1頁目をご確認ください。</p>

横浜市調達公告第 167 号

一般競争入札の施行

次のとおり、「野島橋架替工事（下部工）」について、一般競争入札を行う。

平成17年9月6日

契約事務受任者

横浜市財政局長 小 野 耕 一

1 入札参加資格

入札参加者は、入札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に基づき横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第3条第1項により定める資格を有する者であること。
- (2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登載されている者であること。
- (3) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。
- (5) 入札に参加しようとする工事の設計図書を2(2)に定める手続により購入した者であること。
- (6) その他、詳細については横浜市契約規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによる。

2 入札参加手続等

- (1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。
- (2) 設計図書の購入
 - ア 設計図書は、イの期間に工事ごとに定める工事担当課において閲覧に供する。
 - イ 設計図書購入の申込期間
この公告の日から平成17年9月9日 午後5時まで
 - ウ 設計図書の購入先
工事ごとに定める。
 - エ 設計図書購入の申込み手続
横浜市財政局契約部掲示板又は横浜市のホームページを参照すること。
- (3) 1に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

3 入札方法等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所については、工事ごとに定める。
- (2) 入札参加者は、定められた日時及び場所において入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。
- (3) 入札書は、設計図書の販売とあわせて交付する所定の用紙を用いること。
- (4) 入札にあたっては、工事費内訳書を持参すること。当該工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。また、入札時に提出を求められた場合は、当該工事費内訳書を入札担当者へ提出すること。なお、当該工事費内訳書は入札時以降も提出を求める場合があるので、入札後も落札決定までの期間は各自保管するものとする。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせるものとする。

- (7) 入札の回数は 1 回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。
- (8) 合併入札の場合には、入札書にすべての工事件名を記載し、金額はすべての工事の合計金額を記載すること。
- (9) 特定建設共同企業体が入札を行う場合は、入札書に共同企業体名、共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載して入札を行い、共同企業体協定書兼委任状をあわせて提出すること。

4 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- (2) 1 に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札、又は 3 (4) の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札
- (4) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状を提出しない者が行った入札
- (5) 建設共同企業体の構成員となっている者が、同一の入札において単体又は他の建設共同企業体の構成員として入札を行った場合、その者及びその者を構成員とする建設共同企業体が行った入札
- (6) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
- (7) 指定された入札箱以外の入札箱に対して行った入札
- (8) 3 (8) 及び(9)に定める方法によらない入札

5 入札参加資格の確認及び落札の決定

- (1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該価格を発表し、落札の決定は保留する。
- (2) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。
- (3) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、その旨通知する。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に代えるものとする。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(2) の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (4) (2) の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類等を、入札日（(3) イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）から翌開庁日の午後 5 時までの間に提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(3) イの手続により落札者を決定する。
- (5) (3) イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (6) 落札候補者の入札価格が工事ごとに定める調査基準価格未満である場合は、(2) の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に定める調査を行う。
- (7) (6) の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
- (8) (6) の調査にあたっては、当該落札候補者は、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱に定める書類を各 3 部、別に指定した日時までに提出し、また、調査のために必要な指示に従わなければならない。上記期限内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、(7) に該当するものとし当該落札候補者を落札者とししないものとする。

- (9) (8) に定める書類は、3 (4) に定める工事費内訳書に記載した各項目の内容に対応したものを提出すること。対応した工事費内訳書の提出がない場合には、(7) に該当するものとし当該落札候補者を落札者とししないものとする。
- (10) (2) の入札参加資格の確認の結果、落札となるべき同価の入札をした者（(6) の調査を行った後、落札者とししない者があった場合はその者を除く。）が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない本市職員をしてくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (11) 入札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第 2 条第 1 項、第 3 条又は第 4 条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金はこれを免除する。
- (2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。
- (3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条及び第 28 条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払いの有無及び方法並びに部分払いの回数は、工事ごとに定める。なお、前金払いは部分払いの回数に含まない。
- (2) 工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の4以内の額を支払う。また、「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
- (3) 前号の規定にかかわらず、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者を契約の相手方とする場合は、工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の2以内の額を支払う。また、「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の2以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
- (4) 継続費又は債務負担行為に係る契約である場合には、工事ごとに明示する。この場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

8 その他

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。
- (2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。
- (3) 当該工事の契約締結について、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により市議会の議決に付さなければならない場合には、工事ごとに明示する。
- (4) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (5) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、1 に定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。
- (6) 必要と認めるときは入札を中止することがある。
- (7) 開札後、落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除いて、落札者となることを辞退することはできないものとする。
- (8) 5 (2) の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第 1 項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合

は、当該工事の契約は締結しないものとする。

なお、入札日において、平成 17・18 年度の横浜市入札参加資格審査申請における当該工事と同工種の元請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に100分の105を乗じた額）の6割に満たず、かつ、当該工事と同工種の下請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に100分の105を乗じた額）の8割に満たない者は、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第 1 項第 9 号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。

- (9) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行って落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、又は、5(4)又は5(8)に定める書類を提出しない場合は、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第2条の規定により、参加停止の措置を行う。
- (10) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約金額にかかわらず施工体制台帳の提出を義務付けるものとする。
- (11) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、公共工事の前払金に関する規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによるものとする。

契約番号	0512011062						
入札方法	入札書の持参による						
工事件名	野島橋架替工事（下部工）						
施工場所	金沢区平潟町23番17号地先から乙舳町1番1号地先まで						
工事概要	仮栈橋設置工（A=1, 219㎡）、現橋撤去工（上部、A1橋台、P1～P8橋脚）、仮締切設置工（A1、P1）						
工期	契約締結の日から平成18年 3月31日まで						
予定価格	280,520,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）						
調査基準価格	開札後に公表						
最低制限価格	設定なし						
入 札 参 加 資 格	登録工種	土木					
	格付等級	【土木：A】					
	登録細目	【土木：一般土木工事】					
	所在地区分	市内又は準市内					
	技術者	土木工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は入札日において、（1）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（2）当該雇用期間が3か月間経過しており、（3）他の工事に従事していない者でなければならない。					
	その他	※次頁のとおり					
提出書類	※次頁のとおり						
設計図書の購入先・申込期限	有限会社ナガイ、株式会社ヒライデ・コピー 平成17年 9月 9日 午後 5時00分 詳細については、横浜市財政局契約部掲示板又は横浜市のホームページを参照すること。						
入札及び開札日時	平成17年10月 5日（水）午後 3時50分						
入札及び開札場所	中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル10階大会議室						
支払い条件	前金払	する（一括）	部分払	しない	契約保証	要求	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事						該当する	
注意事項	※次頁のとおり 本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。（この頁は1頁目です。）						
工事担当課	道路局橋梁課			電話 045-671-2789			
契約担当課	財政局契約第一課			電話 045-671-2244、2246			

<p>契約番号</p>	<p>0 5 1 2 0 1 1 0 6 2</p>
<p>工事件名</p>	<p>野島橋架替工事（下部工）</p>
<p>入 札 に 係 る 必 要 事 項</p>	<p>【入札参加資格 その他】 下記の要件を満たす技術修得型共同企業体であること。 (1) 市内企業の技術修得を目的とする共同施工方式による特定建設共同企業体であること（名称は「〇〇建設共同企業体」とする。）。 (2) 構成員の数は2者であること。 (3) 構成員の出資比率については、各構成員の出資比率が、その共同企業体の総出資額の10分の4以上であるとともに、代表者となる構成員（以下「代表構成員」という。）の出資比率は、当該共同企業体構成員中最大であること。 (4) 代表構成員の平成17・18年度工事請負等入札参加資格審査申請における登録工種の土木に係る工事最高請負実績の元請金額が、468,000,000円以上であること。 (5) 各構成員は、前頁の入札参加資格を満たす者であること。 (6) 構成員の組み合わせは、次のア代表構成員の資格要件を全て満たす者とイ市内企業構成員の資格要件を全て満たす者による組み合わせであること。 ※ 施工実績及び技術者の施工経験は、いずれも平成7年4月1日以降に完成したもの（当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が10分の2以上のもの）に限る。 ア 代表構成員の資格要件 (ア) 技術適性リストの〔土木〕橋梁下部工事a区分に搭載されている者であること。 (イ) 前頁の技術者は、橋梁下部工事の元請としての施工経験を有すること。 イ 市内企業構成員の資格要件 (ア) 所在地区分が市内であること。 (イ) 橋梁下部工事の元請としての施工実績を有すること。 (ウ) 前頁の技術者は、橋梁下部工事の元請としての施工経験を有すること。 (7) 市内企業構成員に所属する技術者を、本件工事における現場代理人又は監理技術者として配置すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 設計図書代金領収書（写） (2) 配置技術者（変更）届出書（第6号様式）（工事経験欄に橋梁下部工事の概要を記入し、役職欄の監理技術者又は現場代理人のいずれかに従事する方に丸印をつけること（現場代理人に従事する場合は、その他欄に現場代理人と記入し丸印をつけること。）。） (3) 監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。） (4) 施工実績調書（工事内容欄に市内企業構成員が施工した橋梁下部工事の概要を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。） (5) 共同企業体協定書兼委任状</p> <p>【注意事項】 (1) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある。 (全体工事概要) 〔仮設及び撤去工〕 ・ 仮栈橋設置工（A＝1, 219m2） ・ 現橋撤去工一式 ・ 仮締切設置・撤去工一式 〔橋梁下部工〕 ・ 逆T型橋台2基 （A1、場所打ち杭基礎、Φ1, 200mm、L＝28m、10本） （A2、場所打ち杭基礎、Φ1, 200mm、L＝25m、10本） ・ 逆T型橋脚1基 （P1、場所打ち杭基礎、Φ1, 500mm、L＝26m、8本） (2) 提出書類のうち、(5) 共同企業体協定書兼委任状は、入札時に提出すること。 (3) 入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を持参し、提出を求められた場合は提出すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。</p> <p>本件工事の公告は2頁ありますので、ご注意ください。 （この頁は2頁目です。） この頁に記載されていない事項については、1頁目をご確認ください。</p>

横浜市調達公告第168号

特定調達契約に係る一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。
平成17年 9 月 6 日

契約事務受任者
横浜市財政局長 小 野 耕 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
ハンドリングソフトウェア 4,000 ライセンスの借入
- (2) 物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成17年12月 1 日から平成18年 3 月31日まで
- (4) 借入場所
中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市総務局行政部法制課
- (5) 一連の調達契約に関する事項
最初の契約に係る入札公告日
平成17年 2 月 4 日
- (6) 入札方法
この入札は、第 3 号に掲げる期間における賃借料の総価により行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年 3 月横浜市規則第59号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 横浜市の一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「一般賃貸」に登録が認められている者で、かつ、Aの等級に格付けされているものであること。
- (3) 平成17年 9 月15日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 当該借入物品を貸し付けることが可能な者であること。

3 入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者（第 2 項第 2 号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登録手続を行うものを含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 提出書類及び提出部課
入札説明書による。
- (2) 提出期限
平成17年 9 月15日午後 5 時まで
- (3) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル 2 階）
笹生 電話 045(671)2250(直通)

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けたものが次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第 2 項の資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第 2 号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで閲覧に供する。

6 入札説明書等の交付

(1) 交付期間

平成17年9月6日から平成17年9月29日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 交付場所

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市総務局行政部法制課

電話 045(671)2102(直通)

(3) 交付方法

有償（500円）で交付する。この場合、入札説明書等交付希望者は、第3項第3号に掲げる部課で配付する納付書で、本市指定の金融機関等に納付後、前号の部課において領収書の確認を受けた上で交付を受ける。

7 入札及び開札の日時及び場所等

平成17年10月18日午後1時45分 横浜市財政局契約部入札室

ただし、郵送による入札については、平成17年10月17日午後5時までに第3項第3号に掲げる部課に必着のこと。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札

(3) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

9 落札者の決定

横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

11 契約金の支払方法

(1) 前金払

行わない。

(2) 契約金の支払方法

暦月を単位として、翌月以降、請求に基づき契約金額を支払う。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter of the contract: Lease of Document Handling Software :4,000 Licenses

(2) Date of tender: 1:45 p.m., 18 October, 2005

(3) Contact point for the notice: Second Contract Division, Finance Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017 TEL 045(671)2250

横浜市調達公告第 169 号

特定調達契約に係る一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

平成 17 年 9 月 6 日

契約事務受任者

横浜市財政局長 小 野 耕 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
税証明発行ファクシミリ 18 台の借入
 - (2) 物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 借入期間
平成 18 年 1 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで
 - (4) 借入場所
鶴見区鶴見中央三丁目 20 番地の 1
鶴見区役所ほか 17 か所（詳細は、入札説明書による。）
 - (5) 入札方法
この入札は第 3 号に掲げる期間における賃借料の総価により行う。
- 2 入札参加資格
- 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。
- (1) 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。
 - (2) 横浜市の一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「一般賃貸」に登録が認められている者で、かつ、A の等級に格付けされているものであること。
 - (3) 平成 17 年 9 月 15 日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
 - (4) 当該借入物品を貸し付けることが可能な者であること。
- 3 入札参加の手續
- 当該入札に参加しようとする者（前項第 2 号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手續を行うものを含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。
- (1) 提出書類及び提出部課
入札説明書による。
 - (2) 提出期限
平成 17 年 9 月 15 日（ただし、引受証明書等は平成 17 年 9 月 29 日）午後 5 時まで
 - (3) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル 2 階）
笹生 電話 045(671)2250（直通）
- 4 入札参加資格の喪失
- 入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。
- (1) 第 2 項の資格条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 5 入札に必要な書類を示す場所等
- 当該契約に係る入札説明書等は、次項第 2 号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで閲覧に供する。
- 6 入札説明書等の交付
- (1) 交付期間
平成 17 年 9 月 6 日から平成 17 年 9 月 29 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）
 - (2) 交付場所
〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市財政局主税部税制課
電話 045(671)2251（直通）
 - (3) 交付方法
有償（500 円）で交付する。この場合、入札説明書等交付希望者は、第 3 項第 3 号に掲げる部課で配

付する納付書で、本市指定の金融機関等に納付後、前号の部課において領収書の確認を受けた上で交付を受ける。

7 入札及び開札の日時及び場所等

平成 17 年 10 月 18 日午後 1 時 30 分

横浜市財政局契約部入札室

ただし、郵送による入札については、平成 17 年 10 月 17 日午後 5 時までに第 3 項第 3 号に掲げる部課に必着のこと。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 横浜市契約規則第 19 条の規定に該当する入札

9 落札者の決定

横浜市契約規則第 13 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

11 前金払その他契約金の支払方法

- (1) 前金払
行わない。
- (2) 契約金の支払方法
暦月を単位として、翌月以降、請求に基づき賃借料を支払う。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要する。
- (3) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Lease of 18 Facsimile and Photocopy Machines
- (2) Date of tender: 1:30 p.m., 18 October, 2005
- (3) Contact point for the notice: Second Contract Division, Finance Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017 TEL 045(671)2250

横浜市調達公告第 170 号

特定調達契約に係る指名競争入札の施行

次のとおり指名競争入札を行う。

平成 17 年 9 月 6 日

契約事務受任者

横浜市財政局長 小 野 耕 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
脱水設備用高分子凝集剤 約 67 トンの購入
- (2) 物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成 17 年 10 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日まで
- (4) 納入場所
鶴見区末広町 1 丁目 6 番地の 1
横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター

- (5) 納入方法
入札説明書による。
- (6) 一連の調達契約に関する事項
ア 今後調達が予想される数量及び入札公告予定時期
脱水設備用高分子凝集剤 約 69 トンの購入
平成 17 年 11 月
イ 最初の契約に係る入札公告日
平成 17 年 1 月 25 日
- (7) 入札方法
この契約は、第 1 号に掲げる概算数量の総価により行う。
- 2 入札参加資格
入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、指名の通知を受けなければならない。
- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 横浜市の一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「工化学薬品」に登録が認められている者で、かつ、A又はBの等級に格付けされているものであること。
- (3) 平成17年9月14日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 当該物品に係る製造実績若しくは納入実績を有する者であること又は当該物品を納入することが可能な者であること。
- 3 入札参加の手続
当該入札に係る指名を希望する者（前項第2号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行うものを含む。）は、次のとおり入札参加の手続を行わなければならない。
- (1) 提出書類及び提出部課
入札説明書による。
- (2) 提出期限
平成 17 年 9 月 14 日午後 5 時まで
- (3) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル 2 階）
関戸 電話 045 (671) 2248（直通）
- 4 入札参加資格の喪失
指名通知後、指名通知書を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。
- (1) 第2項の資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 5 入札に必要な書類を示す場所等
当該契約に係る入札説明書等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで閲覧に供する。
- 6 入札説明書等の交付
- (1) 交付期間
平成17年9月6日から平成17年9月16日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (2) 交付場所
〒230-0045 鶴見区末広町 1 丁目 6 番地の 1
横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター
電話 045 (502)3738（直通）
- (3) 交付方法
有償（500 円）で交付する。この場合、入札説明書等交付希望者は、第3項第3号に掲げる部課で配付する納付書で、本市指定の金融機関等に納付後、前号の部課において領収書の確認を受けた上で交

- 付を受ける。
- 7 入札及び開札の日時及び場所等
平成 17 年 9 月 22 日午前 10 時 横浜市財政局契約部入札室（関内中央ビル 2 階）
ただし、郵送による入札については、平成 17 年 9 月 21 日午後 5 時までに第 3 項第 3 号に掲げる部課に必着のこと。
- 8 入札の無効
次の入札は、無効とする。
(1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
(2) 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札
(3) 横浜市契約規則第 19 条の規定に該当する入札
- 9 落札者の決定
横浜市契約規則第 13 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 10 入札保証金及び契約保証金
いずれも免除する。
- 11 契約金の支払方法
(1) 前金払
行わない。
(2) 契約金の支払方法
1 か月間の納入分について、納品検査終了後、その 1 か月分をまとめた請求により支払う。
- 12 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 契約書作成の要否
要する。
(3) 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
(1) Subject matter of the contract: Purchase of approx. 67t of Polymer used for dewatering facilities
(2) Date of tender: 10:00 a.m., 22 September, 2005
(3) Contact point for the notice: Second Contract Division, Finance Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017 TEL 045 (671) 2248

横浜市調達公告第 171 号

特定調達契約に係る指名競争入札の施行
次のとおり指名競争入札を行う。
平成 17 年 9 月 6 日

契約事務受任者
横浜市財政局長 小 野 耕 一

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件名及び数量
高分子凝集剤 約 77 トンの購入
- (2) 物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成 17 年 10 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日まで
- (4) 納入場所
金沢区幸浦一丁目 9 番地
横浜市環境創造局南部汚泥資源化センター
- (5) 納入方法

入札説明書による。

(6) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予想される数量及び入札公告予定時期

高分子凝集剤 約 80 トンの購入

平成 17 年 11 月

イ 最初の契約に係る入札公告日

平成 17 年 1 月 25 日

(7) 入札方法

この契約は、第 1 号に掲げる概算数量の総価により行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、指名の通知を受けなければならない。

(1) 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 横浜市の一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「工化学薬品」に登録が認められている者で、かつ、A 又は B の等級に格付けされているものであること。

(3) 平成 17 年 9 月 14 日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 当該物品に係る製造実績若しくは納入実績を有する者であること又は当該物品を納入することが可能な者であること。

3 入札参加の手続

当該入札に係る指名を希望する者（前項第 2 号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行うものを含む。）は、次のとおり入札参加の手続を行わなければならない。

(1) 提出書類及び提出部課

入札説明書による。

(2) 提出期限

平成 17 年 9 月 14 日午後 5 時まで

(3) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル 2 階）

関戸 電話 045 (671) 2248（直通）

4 入札参加資格の喪失

指名通知後、指名通知書を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第 2 項の資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第 2 号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで閲覧に供する。

6 入札説明書等の交付

(1) 交付期間

平成 17 年 9 月 6 日から平成 17 年 9 月 16 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

(2) 交付場所

〒236-0003 金沢区幸浦一丁目 9 番地

横浜市環境創造局南部汚泥資源化センター

電話 045 (774) 0848（直通）

(3) 交付方法

有償（500 円）で交付する。この場合、入札説明書等交付希望者は、第 3 項第 3 号に掲げる部課で配付する納付書で、本市指定の金融機関等に納付後、前号の部課において領収書の確認を受けた上で交付を受ける。

7 入札及び開札の日時及び場所等

平成 17 年 9 月 22 日午前 10 時 横浜市財政局契約部入札室（関内中央ビル 2 階）

ただし、郵送による入札については、平成 17 年 9 月 21 日午後 5 時までに第 3 項第 3 号に掲げる部課に必着のこと。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 横浜市契約規則第 19 条の規定に該当する入札

9 落札者の決定

横浜市契約規則第 13 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

11 契約金の支払方法

- (1) 前金払
行わない。
- (2) 契約金の支払方法
1 か月間の納入分について、納品検査終了後、その 1 か月分をまとめた請求により支払う。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要する。
- (3) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Purchase of approx.77t of Polymer used for dewatering facilities
- (2) Date of tender: 10:00 a.m., 22 September, 2005
- (3) Contact point for the notice: Second Contract Division, Finance Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017 TEL 045 (671) 2248

横浜市調達公告第 172 号

特定調達契約に係る一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

平成 17 年 9 月 6 日

契約事務受任者

横浜市財政局長 小 野 耕 一

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

- | | | |
|---|---------------------|--------|
| ア | 小型ごみ収集車（回転板式）（その 1） | 6 台の借入 |
| イ | 小型ごみ収集車（回転板式）（その 2） | 6 台の借入 |
| ウ | 小型ごみ収集車（回転板式）（その 3） | 6 台の借入 |

(2) 物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

第 1 号アからウまでに掲げる物品ごとに、次のとおりとする。

- | | | |
|---|--------------------------------------|-------------------|
| ア | 平成 18 年 3 月 2 日から平成 18 年 3 月 31 日まで | ほか（詳細は、入札説明書による。） |
| イ | 平成 18 年 3 月 8 日から平成 18 年 3 月 31 日まで | ほか（詳細は、入札説明書による。） |
| ウ | 平成 18 年 3 月 16 日から平成 18 年 3 月 31 日まで | ほか（詳細は、入札説明書による。） |

(4) 借入場所

第1号アからウまでに掲げる物品ごとに、次のとおりとする。

ア 横浜市資源循環局南事務所ほか5か所（詳細は、入札説明書による。）

イ 横浜市資源循環局青葉事務所ほか5か所（詳細は、入札説明書による。）

ウ 横浜市資源循環局青葉事務所ほか5か所（詳細は、入札説明書による。）

(5) 入札方法

第1号アからウまでに掲げる物品ごとに入札に付し、第3号アからウまでに掲げる期間における賃借料の総価により行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「一般賃貸」に登録が認められている者で、かつ、Aの等級に格付けされているものであること。

(3) 平成17年9月15日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく横浜市一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 当該借入物品を貸し付けることが可能な者であること。

3 入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行うものを含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 提出書類及び提出部課

入札説明書による。

(2) 提出期限

平成17年9月15日（ただし、引受証明書等は平成17年9月29日）午後5時まで

(3) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル2階）

山下 電話 045(671)2249（直通）

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第2項の資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで閲覧に供する。

6 入札説明書等の交付

(1) 交付期間

平成17年9月6日から平成17年9月29日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 交付場所

〒221-0031 神奈川区新浦島町2丁目4番地

横浜市資源循環局適正処理部車両課

電話 045(441)8201（直通）

(3) 交付方法

有償（500円）で交付する。この場合、入札説明書等交付希望者は、第3項第3号に掲げる部課で配付する納付書で、本市指定の金融機関等に納付後、前号の部課において領収書の確認を受けた上で交付を受ける。

7 入札及び開札の日時及び場所等

平成17年10月18日午後2時 横浜市財政局契約部入札室（関内中央ビル2階）

ただし、郵送による入札については、平成17年10月17日午後5時までに第3項第3号に掲げる部課に必着のこと。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

9 落札者の決定

横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

11 契約金の支払方法

- (1) 前金払
行わない。
- (2) 契約金の支払方法
暦月を単位として、翌月以降、請求に基づき契約金額を支払う。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要する。
- (3) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter of the contract:

- ①Lease of 6 Small-sized Garbage Trucks With Lifting and Pushing Plates(Part 1)
- ②Lease of 6 Small-sized Garbage Trucks With Lifting and Pushing Plates(Part 2)
- ③Lease of 6 Small-sized Garbage Trucks With Lifting and Pushing Plates(Part 3)

(2) Date of tender: 2:00 p.m., 18 October, 2005

(3) Contact point for the notice: Second Contract Division, Finance Bureau, City of yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017 TEL 045(671)2249

横浜市調達公告第173号

特定調達契約に係る一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

平成17年9月6日

契約事務受任者

横浜市財政局長 小野 耕一

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

- ア 小学校普通教室用コンピュータA 一式の借入
- イ 小学校普通教室用コンピュータB 一式の借入
- ウ 小学校普通教室用コンピュータC 一式の借入
- エ 中学校普通教室用コンピュータ 一式の借入

(2) 物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成17年12月1日から平成18年3月31日まで

(4) 借入場所

第1号アからエまでに掲げる物品ごとに、次のとおりとする。

- ア 横浜市立市場小学校ほか34か所（詳細は、入札説明書による。）
- イ 横浜市立戸部小学校ほか38か所（詳細は、入札説明書による。）
- ウ 横浜市立市場小学校ほか43か所（詳細は、入札説明書による。）
- エ 横浜市立市場中学校ほか52か所（詳細は、入札説明書による。）

(5) 入札方法

この入札は、第 1 号アからエまでに掲げる物品ごとに入札に付し、第 3 号に掲げる期間における賃借料の総価により行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 横浜市の一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「一般賃貸」に登録が認められている者で、かつ、Aの等級に格付けされているものであること。
- (3) 平成17年9月15日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 当該借入物品を貸し付けることが可能な者であること。

3 入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者（前項第 2 号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登録手続を行うものを含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 提出書類及び提出部課
入札説明書による。
- (2) 提出期限
平成17年9月15日（ただし、引受証明書等は平成17年9月29日）午後5時まで
- (3) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル2階）
笹生 電話 045(671)2250（直通）

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第 2 項の資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第 2 号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで閲覧に供する。

6 入札説明書等の交付

- (1) 交付期間
平成17年9月6日から平成17年9月29日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (2) 交付場所
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市教育委員会事務局学校教育情報教育課（横浜市教育文化センター7階）
電話 045(671)3776（直通）
- (3) 交付方法
有償（500円）で交付する。この場合、入札説明書等交付希望者は、第3項第3号に掲げる部課で配付する納付書で、本市指定の金融機関等に納付後、前号の部課において領収書の確認を受けた上で交付を受ける。

7 入札及び開札の日時及び場所等

平成17年10月18日午後1時 横浜市財政局契約部入札室
ただし、郵送による入札については、平成17年10月17日午後5時までに第3項第3号に掲げる部課に

必着のこと。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 横浜市契約規則第 19 条の規定に該当する入札

9 落札者の決定

横浜市契約規則第 13 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

11 契約金の支払方法

- (1) 前金払
行わない。
- (2) 契約金の支払方法
暦月を単位として、翌月以降、請求に基づき契約金額を払う。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要する。
- (3) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Subject matter of the contract:
 - ① Lease of Computers used for elementary school education A
 - ② Lease of Computers used for elementary school education B
 - ③ Lease of Computers used for elementary school education C
 - ④ Lease of Computers used for junior high school education
- (2) Date of tender: 1:00 p.m., 18 October, 2005
- (3) Contact point for the notice: Second Contract Division, Finance Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017 TEL 045(671)2250

横浜市調達公告第 174 号

特定調達契約の落札者等の決定

特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

平成 17 年 9 月 6 日

契約事務受任者

横浜市助役

本 多 常 高

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告の日	随意契約の理由

1	横浜市環境創造局栄第二水再生センターで使用する電力約 12,024,000 キロワットアワーの供給	横浜市環境創造局総務部経理課 中区港町1丁目1番地	平成17年7月12日	株式会社エネット 東京都港区芝公園1丁目8番12号	円 142,811,004	指名競争入札	平成17年5月31日	—
---	---	------------------------------	------------	------------------------------	------------------	--------	------------	---

正 誤

目次（平成 17 年横浜市報調達公告版第 37 号）中「1,000 万円以上 2,500 万円未満の一般競争入札の施行（平成 17 年度久保山墓地整備工事 ほかに 22 件）」は「1,000 万円以上 2,500 万円未満の一般競争入札の施行（平成 17 年度久保山墓地整備工事 ほかに 21 件）」の誤り。

平成 17 年横浜市報調達公告版第 37 号 2 ページの「次のとおり、「平成 17 年度久保山墓地整備工事」ほかに 22 件の工事について、一般競争入札を行う。」は「次のとおり、「平成 17 年度久保山墓地整備工事」ほかに 21 件の工事について、一般競争入札を行う。」の誤り。